

競争入札公告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月5日

福井県立病院 院長 橋爪 泰夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

福井県立病院 洗濯業務委託（単価契約）

(2) 委託内容および数量

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) その他

当該競争入札の落札決定の効果は、平成30年度福井県病院事業会計当初予算発効時において生じる。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載された者に限る）有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 福井県競争入札参加資格名簿において、営業種目の分類を<クリーニング>で登録している者であること

(4) 福井県内に本社または支店を有すること

(5) 過去2年間に病床数500床以上を有する病院との洗濯業務委託契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破

産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(7) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

(2) 入札説明書等の交付期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月9日（金）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県立病院の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月9日（金）の9時から16時まで（休日を除く）

(2) 申請書等の提出方法

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

<提出先>

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認結果は、別に定める入札参加資格確認通知書により通知する。

5 入札書の提出方法、入札の日時および場所

(1) 入札書の提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。なお、郵送または伝送等、持参以外による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の日時

平成30年3月26日（月）9時

(3) 入札の場所

福井県立病院 5階 中会議室

6 入札書に記載する金額

入札書の記載に当たっては、品名ごとの「単価（ただし、小数点以下の数字は認めない。）」、当該単価にそれぞれの年間予定数量を乗じて算出した「金額」、およびそれら金額の「合計金額」を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札参加者の入札金額は、納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

7 落札者の決定に関する事項

落札者の決定に当たっては、品名ごとの単価にそれぞれの年間予定数量を乗じて算出した金額の「合計金額」が最も低い価格を提示した者を落札者とする。

ただし、本院が品名ごとに設定する予定単価を上回る単価を提示した品名については、当該品名を落札対象とせず、別途、随意契約とする。随意契約に応じない場合は、当該事業者は落札者としての資格を失い、次順位者を落札者とすることがある。

8 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項
の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有
する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うととも
に、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の
規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

福井県立病院
洗濯業務委託（単価契約）

入 札 説 明 書

福井県立病院

目 次

1. 入札執行者
2. 入札に付する事項
3. 入札の方法
4. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札参加資格確認の申請手続きおよび審査結果通知
6. 入札書の提出方法、入札日時および場所
7. 入札保証金に関する事項
8. 契約保証金に関する事項
9. 入札および開札
10. 入札の無効
11. 再度入札
12. 落札者の決定に関する事項
13. 契約書作成の要否および契約条項
14. この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
15. 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法
16. その他

- 別紙様式 1 入札参加資格確認申請書
別紙様式 2 誓約書
別紙様式 3 入札書
別紙様式 4 委任状
別紙様式 5 入札説明書等に関する質問書

- 別添 年間予定数量
仕様書
契約書（案）

入札説明書

1 入札執行者

福井県立病院 院長 橋爪泰夫

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする役務（以下「調達役務という」）の名称

福井県立病院 洗濯業務委託（単価契約）

(2) 年間予定数量

別添 年間予定数量のとおり

(3) 委託内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) その他

当該競争入札の落札決定の効果は、平成30年度福井県病院事業会計当初予算発効時において生じる。

3 入札の方法

一般競争入札による

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載された者に限る）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 福井県競争入札参加資格名簿において、営業種目の分類を<クリーニング>で登録している者であるもの

(4) 福井県内に本社または支店を有すること

(5) 過去2年間に病床数500床以上を有する病院との洗濯業務委託契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破

産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(7) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5 入札参加資格確認の申請手続きおよび審査結果通知

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に関して福井県立病院の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 必要書類（各1部）

ア 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し

イ 誓約書（別紙様式2）

ウ クリーニング所開設検査確認済を証明する書類の写し

エ 過去2年間に病床数500床以上を有する病院との洗濯業務委託契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した契約書の写し 1通以上

なお、上記のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

(2) 申請書等の提出期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月9日（金）（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで

(3) 申請書等の提出方法

提出期間内に、次の提出先に直接持参、または提出締切日時を必着とした郵送（民間事業者を含む）により提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。なお、提出に係る費用は、提出者の負担とする。

<提出先>

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

(4) 資格の確認結果の通知

資格の確認結果は、書面により通知する。

(5) 入札参加資格確認の結果に対する質問書の提出方法等

ア 提出方法

入札参加資格の確認の結果、入札への参加が認められなかった者は、入札参加資格に関する質問書を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

イ 提出期限

平成30年3月16日（金）16時（必着）

ウ 提出方法

書面によるものとし、5（3）の提出先に、持参または郵送あるいは伝送すること。

エ 回答方法

質問書への回答は、書面により行う。

6 入札書の提出方法、入札日時および場所

(1) 入札書の提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。なお、郵送または伝送等、持参以外による入札書の提出は認めない。

(2) 入札の日時

平成30年3月26日（月）9時

(3) 入札の場所

福井県立病院 5階 中会議室

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、次の場合に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に福井県を被保険者とする「入札保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。

イ 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で次に該当しない者をいう。）

(a) 県発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに落札者となりながら契約を締結しなかった者

(b) 県発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

(c) (a) および (b) 以外に特段の事業があり、契約しないまたは契約を履行しない恐れがあると認められる者

※免除にあたっては、特に手続きを要しないが、上記の (a) から (c) に該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

(2) 入札保証金の納付

入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積金額（それぞれの品名の単価に年間予定数量を乗じて得た金額の「合計金額」に、消費税および地方消費税を加算した額）の100分の5以上の入札保証金を平成30年3月26日（月）8時30分から8時45分までの間に、福井県立病院企業出納員に納入しなければならない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行担保、適格社債（公募社債）（例 鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（当該入札日前1週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の8割に相当する金額とする。

8 契約保証金に関する事項

契約金額（それぞれの品名の単価に年間予定数量を乗じて得た金額の「合計金額」に、消費税および地方消費税を加算した額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部が免除される。

- (1) 契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。
- (2) 過去2年間に国、地方公共団体、県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札および開札

- (1) 入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者の入札金額には、洗濯物の回収、洗濯および配達その他調達役務に要する一切の諸費用を含むものとする。
- (3) 入札書の記載に当たっては、品名ごとの「単価（税抜。ただし、小数点以下の数字は認めない）」、当該単価にそれぞれの年間予定数量を乗じて算出した「金額（税抜）」、および

びそれら金額の「合計金額（税抜）」を記載すること。

- (4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（それぞれの品名の単価に年間予定数量を乗じて得た金額の「合計金額」）に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加者は、別紙様式3による入札書を直接、入札日時に提出しなければならない。
- (6) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別紙様式4）を提出しなければならない。
- (7) 入札参加者の入札書は次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る）
 - イ 入札案件の名称
 - ウ 入札者本人の住所・氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の職・氏名）および代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印のこと。）
- (7) 入札代理人は、入札参加者の所属する企業に所属する者でなければならない。
- (8) 入札参加者または入札代理人は、入札時に企業に所属することが証明できるもの（社員証等）および本人の証明ができるもの（運転免許証等）を持参しなければならない。
- (9) 入札参加者または代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (10) 入札参加者または代理人は、提出した入札書の書き換え、変更または取り消しをすることができない。
- (11) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。
- (12) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

10 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に必要な資格のない者、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

11 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、その場で直ちに再度の入札を行うものとする。

12 落札者の決定に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、品名ごとの単価にそれぞれの年間予定数量を乗じて算出した金額の「合計金額」が最も低い価格を提示した者を落札者とする。
ただし、本院が品名ごとに設定する予定単価を上回る単価を提示した品名については、当該品名を落札対象とせず、別途、随意契約とする。随意契約に応じない場合は、当該者

は落札者としての資格を失い、次順位者を落札者とすることがある。

- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 前項の場合において、くじを引かない者または立ち会わない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

13 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、単価契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（それぞれの品名の単価に年間予定数量を乗じて得た金額の「合計金額」）に当該金額の100分の8に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

14 この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。

15 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法

- (1) 提出期限
平成30年3月9日（金）正午まで（必着）
- (2) 提出先
5（3）の提出先に同じ
- (3) 提出方法
入札説明書等に関する質問書（別紙様式5）により提出すること。なお、当該書面は、持参を原則とするが、次のいずれもの要件を満たす場合には、郵送（簡易書留に限る。）および伝送による提出も認める。
 - ア 質問の内容が入札説明書等に関する事項であること
 - イ 質問者が確認できること
 - ウ 回答を、書面により郵送または伝送により送付できること
- (4) 回答
質問に関する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うものとする。

16 その他

- (1) この入札において、最低制限価格は設定しない。
- (2) 福井県物品等電子入札運用基準、同要領等を熟読の上、入札に参加すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入

を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。

入札参加資格確認申請書

平成30年3月 日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

所在地

名 称

代表者名

印

代理人名

印

平成30年3月5日付けで入札公告のあった下記案件に関する入札参加資格の確認を受けた
いので、必要書類を添えて申請します。

記

入札案件名称 福井県立病院 洗濯業務委託（単価契約）

(連絡先)

連絡先名称 :

連絡先郵便番号 : 〒

連絡先住所 :

連絡先電話番号 :

連絡先FAX番号 :

連絡先メールアドレス :

誓 約 書

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

平成30年3月5日付けで入札公告のありました福井県立病院 洗濯業務（単価契約）に係る入札に参加するに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではありません。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではありません。
- 3 福井県に納付すべき県税（全税目）について滞納はありません。
- 4 「入札公告 2（7）」のアからオまでのいずれにも該当しません。
- 5 入札参加資格確認申請書の添付書類の内容について、事実と相違ありません。
- 6 当社が落札の場合、仕様書のとおり誠実に遂行いたします。

平成30年3月 日

所在地

名 称

代表者名



委任状

平成30年3月 日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

所在地

名 称

代表者名

印

私は、平成30年3月26日の一般競争入札において、下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

案 件 名 福井県立病院 洗濯業務委託 (単価契約)

代理人住所

代理人職名

代理人氏名

印

別紙様式 5

入 札 説 明 書 等 に 関 する 質 問 書

福井県立病院
経営管理課 利用環境サービス室 あて
FAX : 0776-57-2945

質問日：平成30年3月 日

名 称：

担当者名：

TEL：

FAX：

案件名： 福井県立病院 洗濯委託業務 (単価契約)

<質問内容>

質問受付期間：平成30年3月9日（金）正午まで

別添

年間予定数量（陽子線含む）

NO.	品名	単位	年間予定数量
1	看護服(ワンピース型)	枚	1,078
2	白衣	枚	71,803
3	ズボン	枚	57,846
4	予防衣	枚	2,565
5	帽子	枚	877
6	検診衣(上)	枚	6,819
7	検診衣(下)	枚	6,837
8	紺ガウン	枚	429
9	前掛	枚	49
10	アノラックコート	枚	1
11	体幹ベルト(抑制帯)	本	2,590
12	四幹ベルト(抑制帯)	本	6,608
13	風呂場用マット(大)	枚	574
14	風呂場用マット(中)	枚	1,028
15	風呂場用マット(小)	枚	79
16	ベビーカーシート	枚	59
17	タオルケット	枚	714
18	診察台カバー	枚	2,983
19	回診車カバー	枚	197
20	ベビーシート	枚	1
21	マットレスカバー	枚	650
22	敷布	枚	360
23	掛布	枚	731
24	枕カバー	枚	220
25	カプセル用ベッドマット	枚	69
26	安楽枕、クッション	個	4,764
27	安楽枕、クッション(大)	個	20
28	枕カバー(安楽枕用)	枚	6,427
29	作業服	枚	16
30	作業ズボン	枚	19
31	作業キャップ	枚	13
32	作業・宣伝用ベスト	枚	15
33	作業靴	足	1
34	作業用肘・膝あて	枚	2
35	窓側ブラインドカーテン	m ²	560
36	病棟・外来カーテン	m ²	4,114
37	掛布団	枚	31
38	敷布団	枚	1
39	車椅子(消毒洗浄)	台	1
40	毛布	枚	373

福井県立病院 洗濯業務委託（単価契約） 仕様書

- 1 業務名称
洗濯委託業務（単価契約）
- 2 納品場所
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 業務内容
以下のとおり

<洗濯・仕上>

- ・委託物品の取扱いに関して、医療法および医療法に基づく通知、クリーニング業法等の関連する法令の定め、またはその基準に従い、適切に取扱うこと。特に消毒を要する物品（感染物等）の取扱いに関しては、別紙1「消毒について」を参照の上、対処を行うこと。なお、消毒にかかる費用は受託者の負担とし、その方法については担当者と確認すること。また、消毒後、物品の仕上りの状態により担当者から変更の依頼があった際は、速やかに対応すること。
- ・委託物品の通常の洗濯工程・仕上工程については、別紙2「洗濯および仕上工程対応表」のとおりに行うこと。

<集配（回収および納品）業務>

- ・別紙3「集配表」に記載のとおり行うこと。
- ・全ての物品について、その物品が使用された部署において回収・納品を行うこと。各部署における集配場所については、それぞれの指定に従うこと。
- ・集配業務に必要な備品は受託者の負担とする。
- ・祝祭日（振替休日含む）において業務を行っていない部署に関しては、原則として、祝祭日が明けた日に振替集配を行うこと。ただし、連休において祝祭日明けに次回の集配予定日を迎える場合はこの限りではない。
- ・年末年始の集配業務については、別途各部署との協議の上決定する。この際、各部署の業務に支障をきたさないよう配慮すること。
- ・契約期間中に新たに集配が必要となる部署が生じた場合は、協議のうえ追加を行う。

- ・契約期間中に各部署からの要望があった場合においては、協議のうえ内容の変更を行う。

<回収>

- ・回収した物品が他に触れないよう袋に入れる、または覆いをする等の処置を施した上で回収を行うこと。

<納品>

- ・納品の際に使用する車輛および備品等は、必ず殺菌消毒、アルコール消毒等により衛生的に取扱い、感染防止に十分に配慮すること。
- ・納品すべき物品について、別紙4「納品形態」に記載のとおり、仕分け、包装等を行い、汚染することのないよう衛生的に取扱うこと。
- ・回収した洗濯物は、原則として別紙3「集配表」における次回の集配日に必ず納品すること。また、再洗い、しみ・感染等の特殊処理、補修などにより納品できない場合は、その旨を通知すること。
- ・洗濯物を納品する際は、各部署において担当者立会いのもと数量の確認を行い、別紙5「受取書（納品書）」を作成し受領印またはサインを受け、毎月の委託業務終了後に利用環境サービス室へ提出すること。受領印またはサインのないものは無効とする。なお、受取書の数字改ざん防止の為、別紙5「受取書（納品書）」の数量記載はパソコン・ワープロ等の印字のみとし、手書きの数字および修正は認めないものとする。
- ・過去の納品状況を把握する為に、受託者は別紙5「受取書（納品書）」のデータ、または写しを保管すること。この保管用のデータ、または写しについて受領印またはサインは求めない。

<実績報告>

- ・毎月の委託業務終了後、速やかに別紙6「集計表」を作成し、それに基づき報告書を作成すること。作成後、利用環境サービス室に提出し、検査を受けること。

<再処理>

- ・納品の段階または納品後に発覚した不良品（汚れが落ちていないもの、しわが残っているもの、など）については、再度洗濯・仕上等を行うものとする。再処理品の回収・納品に関しては、その旨がわかるように、別紙7「作業依頼・報告書」を再処理品に添付し運用すること。再処理品の作業等にかかる費用は受託者の負担とする。

<紛失・破損>

- ・洗濯または消毒等の取扱いにおける紛失・破損については、受託者が実費弁償を行う。

<修繕について>

- ・洗濯業務の履行において、物品に生じた磨耗及び消耗については、協議のうえ修繕を行うものとする。修繕品の回収・納品に関しては、その旨がわかるように、別紙7「作業依頼・報告書」を修繕品に添付し、運用すること。修繕の作業等にかかる費用は受託者の負担とする。なお、修繕できない場合または、修繕後使用に耐えかねる場合は、<紛失・破損>の項に準じるものとする。

【修繕の対象】

- ・縫い目のほつれ、裾のほつれ
- ・やぶれ、すりきれ、穴あき
- ・ボタンのほころび、破損、紛失
- ・ファスナーのほころび、破損、紛失
- ・その他、修繕が必要と判断するもの

<請求書の発行>

- ・受託者は「福井県立病院」および「陽子線がん治療センター」各施設の委託料として、毎月1日から当月末日までに完了したものについて、施設ごとに単価表による単価を乗じた金額に、消費税および地方消費税を加算した金額を請求することとし、請求書は「福井県立病院」分と「陽子線がん治療センター」分で各1枚ずつ提出すること。

【カーテンの請求金額の算出について】

カーテン1枚の面積(m²)を小数点第2位まで算出し、当月末日までに完了した面積を合算する。合算した当月完了面積を小数点第2位で四捨五入し、単価を乗じた金額をカーテンの請求金額とする。

<入院患者および付添者等のクリーニング依頼について>

- ・入院患者および付添者等から個別でのクリーニング依頼があった際は、受託者は速やかに対応すること。また、個別でのクリーニング依頼において、依頼品の預かりおよび依頼者への納品、代金の請求等に関して病院側は一切の業務および責任を負わないこととする。

<引継>

- ・当契約終了後、受託者と次契約の受託予定者が異なる場合は、受託者は次受託予定者と連携し、院内業務内容に混乱、遅延等が発生しないよう次受託予定者の契約期間が始まるまでに十分引き継ぎを行うこと。

消毒について

i) 受託者は下記の洗濯物について適切な消毒を行うこととする。

- 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

ii) 受託者は、消毒を要する洗濯物を下記のいずれかの方法を用いて消毒を行うものとする。

〈蒸気による消毒〉

- ・蒸気釜等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上触れさせること。

※注 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、大量の水が必要であり、またすべての洗濯物に湿熱が十分触れないことがあるため、温度計により器内の温度を確認すること。

〈熱湯による消毒〉

- ・80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと

※注 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合、湯の温度が低下することがあるため、温度計により温度の確認をすること。

〈塩素剤による消毒〉

- ・さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離残留塩素250ppm以上の水溶液中に30℃以上で5分間以上浸すこと。

※注 汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるため、終末遊離塩素が100ppmを下らないように注意すること。

〈界面活性剤による消毒〉

- ・逆性石鹼、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間浸すこと。

※注 洗濯後、消毒する場合は、消毒効果がなくならないよう、消毒前に十分すすぎを行うこと。

〈ホルムアルデヒドガスによる消毒〉

- ・あらかじめ真空にした装置に容積1m³につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で1時間以上触れさせること。

〈酸化エチレンガスによる消毒〉

- ・あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを1対9に混合したものを注入し、大気圧に戻し50℃以上で2時間以上触れさせるか、又は1kg/cm²まで加圧し50℃以上で1時間以上触れさせること。

〈洗濯工程中にできる消毒効果を有する洗濯方法〉

- ・洗濯物を80℃以上の熱湯で10分間以上処理する。
- ・さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が250ppm液に30℃以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素100ppm以上になるような方法で漂白する。
- ・四塩化（パークロル）エチレンに5分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で50℃以上に保たせ、10分間以上乾燥させる。

洗濯および仕上工程対応表

受託者は、別紙 2 - 2 洗濯物品別対応表に基づき、下記のとおり対応するものとする。

<洗濯工程>

- ①・汚れ（皮脂、血液、薬品など）のひどいものは、前処理を行うか、予洗いを 30℃以上、5分以上の設定で1回以上行う。
- ・本洗いを洗剤（助剤、漂白剤等併用）を用いて 50℃以上、10分以上の設定で1回以上行う。
 - ・すすぎを2分以上の設定で2回以上行い、中間脱水工程を併用する。
 - ・糊付けを糊剤（天然糊、化学糊等）を用いて5分以上行う。
 - ・脱水を遠心分離方式により3分以上行う。
- ②・汚れ（皮脂、血液、薬品など）のひどいものは、前処理を行うか、予洗いを 30℃以上、5分以上の設定で1回以上行う。
- ・本洗いを洗剤（必要に応じて助剤、漂白剤等併用）を用いて 30℃以上、5分以上の設定で1回以上行う。
 - ・すすぎを2分以上の設定で2回以上行い、中間脱水工程を併用する。
 - ・本洗いまたはすすぎの工程において、帯電防止剤、抗菌消臭剤、保護剤を用いる。
 - ・脱水を遠心分離方式により3分以上行う。

<仕上工程>

- A・プレス機（平面、立体等）、アイロンによる仕上を行い、必要部位にラインをつける。
- ・綿製品、ポリエステル製品でプレス圧、時間等を変え、それぞれの繊維に適した処理を行う。フィニッシャーのみは不可。
 - ・乾燥機による予備乾燥を行い、水分量、糊剤の利き具合を調整した上で仕上を行う。
- B・ローラー仕上機による仕上を行い、均一にプレスが行われるようにする。
- ・乾燥機による予備乾燥を行い、水分量、糊剤の利き具合を調整した上で仕上を行う。
- C・静止乾燥を行い、内容物（詰物）や附属品への負荷を少なくする。

洗濯物品別対応表

No.	洗濯物	洗濯工程	仕上工程
1	看護服（ワンピース型）	①	A
2	白衣	①	A
3	ズボン	①	A
4	予防衣	①	A
5	帽子	①	A
6	検診衣（上）	②	C
7	検診衣（下）	②	C
8	紺ガウン	①	A
9	前掛	①	A
10	アノラックコート	②	C
11	体幹ベルト（抑制帯）	②	C
12	四幹ベルト（抑制帯）	②	C
13	風呂マット（大）	②	C
14	風呂マット（中）	②	C
15	風呂マット（小）	②	C
16	ベビーカーシート	②	C
17	タオルケット	②	C
18	診察台カバー	①	B
19	回診車カバー	①	B
20	ベビーシート	①	B
21	マットレスカバー	②	C
22	敷布	①	B
23	掛布	①	B
24	枕カバー	①	B
25	カプセルベッド用マット	②	C
26	安楽枕、クッション	②	C
27	安楽枕、クッション（大）	②	C
28	枕カバー（安楽枕用）	②	C
29	作業服	②またはドライクリーニング	AおよびC
30	作業ズボン	②またはドライクリーニング	AおよびC
31	作業キャップ	②またはドライクリーニング	AおよびC
32	作業・宣伝用ベスト	②またはドライクリーニング	AおよびC
33	作業靴	②またはドライクリーニング	AおよびC
34	作業用肘・膝あて	②またはドライクリーニング	AおよびC
35	窓側ブラインドカーテン	②	BおよびC
36	病棟・外来カーテン	②	BおよびC
37	掛布団	②	C
38	敷布団	②	C
39	車椅子（消毒洗浄）	汚染状態により別途協議する	汚染状態により別途協議する
40	毛布	②またはドライクリーニング	C

洗濯物のおおよその規格

No.	洗濯物	縦 (cm)	横 (cm)	品質等	備考
1	看護服	110	80	ポリエステル、綿混紡	
2	白衣 (医師・看護師ほか)	110	140	ポリエステル、綿混紡	長袖
		80	80	ポリエステル、綿混紡	半袖
3	ズボン	100	70	ポリエステル、綿混紡	
4	予防衣	105	130	ポリエステル、綿混紡	
5	帽子	40	70	ポリエステル、綿混紡	
6	検診衣 (上)	80	70	ポリエステル	ドック用
7	検診衣 (下)	100	70	ポリエステル	ドック用
8	紺ガウン	130	135	ポリエステル、綿混紡	ドック用
9	前掛	55	55	綿	
10	アノラックコート	100	150	ポリエステル (表地、裏地、中綿)	
11	体幹ベルト (抑制帯)			金具、テープ付き	患者用
12	四幹ベルト (抑制帯)			金具、テープ付き	患者用
13	風呂マット (大)	240	70	ポリエステル、綿混紡	
14	風呂マット (中)	90	60	ポリエステル、綿混紡	
15	風呂マット (小)	60	40	ポリエステル、綿混紡	
16	ベビーカーシート	70	80	綿	
17	タオルケット	145	180	綿・色または柄付あり	
18	診察台カバー	70	190	ポリエステル、綿混紡 高さ 20 cm	
19	回診車カバー	100	100	ポリエステル、綿混紡	
20	ベビーシート	100	120	ポリエステル、綿混紡	
21	マットレスカバー	85	190	ポリエステル ボックスタイプ 高さ 9 cm	
22	敷布	180	105	ポリエステル、綿混紡	
23	掛布	170	150	ポリエステル、綿混紡	
24	枕カバー	最大 80	最大 80	ポリエステル、綿混紡	
25	カプセルベッド用マット	90	150	吸水面：レーヨン 防水面：ポリエチレン	
26	安楽枕、クッション	最大 60	最大 40	中材：綿、ポリスチレンフォーム、 ポリエチレンパイプ、ロンボフィル 表地：ポリエステル、綿混紡	
27	安楽枕、クッション (大)	最大 80	最大 80	高さ 20cm	
28	枕カバー (安楽枕用)	最大 80	最大 80	ポリエステル、綿混紡	
29	作業服	S・M・L・LL		ポリエステル、綿混紡	DMAT
30	作業ズボン	S・M・L・LL		ポリエステル、綿混紡	DMAT
31	作業キャップ	S・M・L・LL		ツバ付	DMAT
32	作業・宣伝用ベスト	S・M・L・LL		ポリエステル：DMAT・陽子線宣伝用	
33	作業靴	22.5 cm～27.5 cm		黒・編上タイプ	DMAT
34	作業肘・膝あて	フリーサイズ		黒・プラスチック部分あり	DMAT
35	窓側ブラインドカーテン	病棟・外来等による		防炎ブラインドカーテン	
36	病棟・外来カーテン	病棟・外来等による		防炎カーテン	
37	敷布団	180	110	ポリエステル、綿混紡	
38	掛布団	170	155	ポリエステル、綿混紡	
39	車椅子 (消毒洗浄)	100×60×90		布素材・アルミ部分あり	
40	毛布	175	160	毛・ポリエステル	

集配表【月・木曜日】

階	部署	時間	祝祭日	備考
3	リハビリ	午前中	×	
3	血液浄化	午前中	○	
3	健診C	午前中	×	毎日集配 検診衣は翌日納品
6	北(NICU)	午前中	○	NICUは別途集配箇所あり
6	南(医療安全)	午前中	○	医療安全は別途集配箇所あり
7	北	午前中	○	
7	南	午前中	○	
8	北	午前中	○	
8	南	午前中	○	
9	北(病診連)	午前中	○	病診連は別途集配箇所あり
9	南	午前中	○	
	陽子線 がん治療センター	午前中	○	

集配表【火・金曜日】

階	部署	時間	祝祭日	備考
1	西(ダイケア)	午前中	○	火曜のみ 11:30~12:30の間は集配不可
3	西	午前中	○	11:30~12:30の間は集配不可
4	西(医局研修医)	午前中	○	11:30~12:30の間は集配不可
1	東(がん医療C)	午前中	×	11:30~12:30の間は集配不可
2	東	午前中	○	11:30~12:30の間は集配不可
3	東	午前中	○	11:30~12:30の間は集配不可
4	東()	午前中	○	11:30~12:30の間は集配不可
4	臨床病理	午前中	×	
3	健診C	午前中	×	毎日集配 検診衣は翌日納品
2	外来	午後	×	
2	生理検査	午後	×	
2	皮膚科	午後	×	
2	眼科	午後	×	
2	形成外科	午後	×	
2	外科	午後	×	
2	耳鼻科	午後	×	
2	神経内科	午後	×	
2	脳外科	午後	×	
2	小児科	午後	×	
2	麻酔科	午後	×	
1	心臓	午後	×	
1	消化器	午後	×	
1	総合内科	午後	×	
1	整形外科	午後	×	
1	泌尿器科	午後	×	
1	産科	午後	×	
1	北(救急)	午後	○	
1	地域連携	午後	×	16:00~16:30の間で集配
1	放射線	午後	○	
B1	ベッドセンター	午後	×	17:30までに集配
B1	当直	午前中	○	
B1	栄養管理(男女)	午前中	○	
B1	調剤	午前中	○	
1	リニアック棟	午後	×	

集配表【水・土曜日】

階	部署	時間	祝祭日	備考
5	医局	午前中	○	
5	看護	午前中	○	
10	北	午前中	○	
10	南	午前中	○	
11	北	午前中	○	
11	南	午前中	○	
12	北	午前中	○	
12	南	午前中	○	
3	健診C	午前中	×	毎日集配(土曜除く) 検診衣は翌日納品
4	ICU	午前中	○	
4	OPR(手術室)	午前中	○	水曜のみ

納品形態

洗濯物	主な使用部署	納品時の仕様(車椅子除く) <統一>10枚1セットにして紐でしばる、または包装すること 端数分は数を明記の上まとめて紐でしばること
看護服 白衣 ズボン 予防衣	病棟、医局、看護部、外来、皮膚科、眼科、形成外科、外科、耳鼻科、神経内科、脳外科、小児科、麻酔科、心臓、消化器、総合内科、整形外科、泌尿器科、産科、リハビリ、血液浄化、健診C、NICU、医療安全、病診連、こころの医療、がん医療C、栄養管理、調剤、ICU、OPR(手術室)、臨床病理、救急、放射線、生理検査、陽子線	各洗濯物を部署ごとに仕分けの上たたむ 外来、地域連携の洗濯物はさらに個人名ごとに仕分けを行い、1人分ずつ包装 栄養管理の洗濯物は男女ごとに仕分けを行なう
帽子	OPR(手術室)、救急、栄養管理、ICU	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
検診衣(上) 検診衣(下) 紺ガウン	健診C、陽子線	各洗濯物を男女・サイズごとに仕分けの上たたむ 前開き型(主にLLサイズ)の検診衣については、さらに上下セットにして1セットずつ包装
前掛	栄養管理	たたんだ上でまとめて包装
アノラックコート		1枚ずつたたんで包装
体幹ベルト	病棟、ICU、救急、OPR(手術室)	1枚(個)ずつたたんで包装
四幹ベルト		
風呂場用マット	こころの医療、病棟	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
ベビーカーシート	NICU	1枚ずつたたんで包装
タオルケット	救急、陽子線	1枚ずつたたんで包装
作業服類(靴含む)	DMA Tほか	1枚または1足ずつ包装(衣類はたたんで包装する)
窓側ブラインドカーテン	病棟・外来	現場の指示に従い、取り付けおよび取り外しを行う。 指示がない場合は、1枚ずつたたんで包装

洗濯物	主な使用部署	納品時の仕様(車椅子除く) ＜統一＞10枚1セットにして紐でしぼる、または包装すること 端数分は数を明記の上まとめて紐でしぼること
病室・外来カーテン	病棟・外来	現場の指示に従い、取り付けおよび取り外しを行う。 指示がない場合は、1枚ずつたたんで包装
布団類	病棟	1枚ずつたたんで包装
診察台カバー	外来ほか※ 陽子線	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
回診車カバー	外来ほか※ 陽子線	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
ベビーシート	N I C U、7階病棟	たたんで包装
マットレスカバー	ベッドセンター	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
敷布・掛布	B 1 F 仮眠室、病棟、外来ほか※	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
枕カバー	病棟、外来ほか※	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
毛布	病棟、陽子線	部署ごとに仕分けの上たたんで包装
カプセルベッド用マット	B 1 F 仮眠室	たたんで包装
風呂マット	B 1 F 仮眠室 シャワー前	たたんで包装
安楽枕 ビーズクッション 枕カバー 等	病棟	部署ごとに安楽枕・ビーズクッションに枕カバーをかぶせた(セットした)上、1個ずつ包装
ベスト(イベント用)	陽子線	たたんで包装
車椅子(消毒洗濯)	病院出入口、立体駐車場、病棟、外来ほか※、陽子線	各部署の指示に従い納品

※病棟・・・6階～12階の南北棟

※外来・・・皮膚科、眼科、形成外科、外科、耳鼻科、神経内科、脳外科、小児科、麻酔科、生理検査、心臓、消化器、総合内科、整形外科、泌尿器科、産科、救急、I C U、健診C、リニアック棟

別紙7

作業依頼・報告書			
平成 年 月 日	所 属	病棟	責任者 ㊟
	依頼者		
依頼内容(項目にマル○を付ける)			
・仕上不良	・シミ抜き	・修繕など	
具体的依頼部位・内容(※病院依頼者 記入)			
内容記入欄			
依頼対応報告(※対応後 業者 記入)			
日時	年	月	日
対応内容			確認印(病院側) ㊟

- ・依頼者はこの様式を現物に添付の上、洗濯委託業者に提出すること。
- ・洗濯委託業者は、具体的依頼部位・内容を確認し、対応すること。
- ・洗濯委託業者は対応後、依頼対応報告の欄に内容を記入し各所属に返却および確認を受けること。

福井県立病院 洗濯業務委託 入札書

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

住 所

名 称

代表者名

代理人名

印

印

下記のとおり提出いたします。

合計金額		¥ 0円(税抜)			
内 訳					
NO.	品名	単位	年間予定数量	単価 (1円単位とすること)	金額(円)
1	看護服(ワンピース型)	枚	1,078		0
2	白衣	枚	71,803		0
3	ズボン	枚	57,846		0
4	予防衣	枚	2,565		0
5	帽子	枚	877		0
6	検診衣(上)	枚	6,819		0
7	検診衣(下)	枚	6,837		0
8	紺ガウン	枚	429		0
9	前掛	枚	49		0
10	アノラックコート	枚	1		0
11	体幹ベルト(抑制帯)	本	2,590		0
12	四幹ベルト(抑制帯)	本	6,608		0
13	風呂場用マット(大)	枚	574		0
14	風呂場用マット(中)	枚	1,028		0
15	風呂場用マット(小)	枚	79		0
16	ベビーカーシート	枚	59		0
17	タオルケット	枚	714		0
18	診察台カバー	枚	2,983		0
19	回診車カバー	枚	197		0
20	ベビーシート	枚	1		0
21	マットレスカバー	枚	650		0
22	敷布	枚	360		0
23	掛布	枚	731		0
24	枕カバー	枚	220		0
25	カプセル用ベッドマット	枚	69		0
26	安楽枕、クッション	個	4,764		0
27	安楽枕、クッション(大)	個	20		0
28	枕カバー(安楽枕用)	枚	6,427		0
29	作業服	枚	16		0
30	作業ズボン	枚	19		0
31	作業キャップ	枚	13		0
32	作業・宣伝用ベスト	枚	15		0
33	作業靴	足	1		0
34	作業用肘・膝あて	枚	2		0
35	窓側ブラインドカーテン	m ²	560		0
36	病棟・外来カーテン	m ²	4,114		0
37	掛布団	枚	31		0
38	敷布団	枚	1		0
39	車椅子(消毒洗浄)	台	1		0
40	毛布	枚	373		0

委 託 契 約 書

福井県立病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）甲は、次の業務（以下、「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

委託業務名 洗濯業務委託（単価契約）
（詳細は、仕様書のとおり）

（2）品目および単価 別紙1「単価表」のとおり

（3）納品場所 福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院

（4）委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（契約保証金）

第2条 A 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

B 乙は、甲に契約保証金として、金〇〇〇〇〇円納入する。

※契約金額の100分の10以上。

（実績報告および検査）

第3条 乙は、毎月委託業務が終了したときは、速やかに仕様書等に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は委託業務が仕様書等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（請求金額）

第4条 甲は、「福井県立病院」および「陽子線がん治療センター」施設ごとの委託料として、毎月1日から当月末日までに完了したものについて、施設ごとに別紙1「単価表」による単価を乗じた金額に、100分の8を乗じて得た消費税および地方消費税の額を加算した金額を乙に支払うものとする。

2 前項の委託料に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（委託料の支払）

第5条 乙は、第3条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により前項の支払期限までに料金を支払わない場合、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（履行遅延）

第6条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないとき

は、未済部分に相当する金額につき遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収するものとする。

（委託業務の実施方法）

第7条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。

（調査等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- （2）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- （3）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- （4）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- （5）契約の解除を申し出たとき。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）

第12条 前条の規定により契約の全部または一部が解除された場合は、乙から違約金として、年間予定数量から既に履行された数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（円未満の端数が生じた場合は切捨てる）の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲はその超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償請求権）

第13条 乙は、業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認める場合は、甲はこれを請求しない。

4 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(契約単価の変更)

第14条 この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に著しく変動が生じた場合は、甲乙協議の上、単価の変更を行うことができる。

(情報セキュリティの確保)

第15条 乙は、業務の実施において、別紙2「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(労務管理)

第17条 乙は、この契約を履行するにあたり、使用者として作業員について労働基準法等法令上のすべての責任を負うものとする。

(グリーン購入)

第18条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項は、福井県病院事業財務規則および福井県財務規則による。また、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院 院長 橋爪泰夫

乙

単 価 表

委託業務の対象となる品目および単価は下表のとおりとする。

No.	品名	単位	年間予定数量	単価 (円)	税抜
1	看護服(ワンピース型)	枚	1,078		
2	白衣	枚	71,803		
3	ズボン	枚	57,846		
4	予防衣	枚	2,565		
5	帽子	枚	877		
6	検診衣(上)	枚	6,819		
7	検診衣(下)	枚	6,837		
8	紺ガウン	枚	429		
9	前掛	枚	49		
10	アノラックコート	枚	1		
11	体幹ベルト(抑制帯)	本	2,590		
12	四幹ベルト(抑制帯)	本	6,608		
13	風呂場用マット(大)	枚	574		
14	風呂場用マット(中)	枚	1,028		
15	風呂場用マット(小)	枚	79		
16	ベビーカーシート	枚	59		
17	タオルケット	枚	714		
18	診察台カバー	枚	2,983		
19	回診車カバー	枚	197		
20	ベビーシート	枚	1		
21	マットレスカバー	枚	650		
22	敷布	枚	360		
23	掛布	枚	731		
24	枕カバー	枚	220		
25	カプセル用ベッドマット	枚	69		
26	安楽枕、クッション	個	4,764		
27	安楽枕、クッション(大)	個	20		
28	枕カバー(安楽枕用)	枚	6,427		
29	作業服	枚	16		
30	作業ズボン	枚	19		
31	作業キャップ	枚	13		
32	作業・宣伝用ベスト	枚	15		
33	作業靴	足	1		
34	作業用肘・膝あて	枚	2		
35	窓側ブラインドカーテン	m ²	560		
36	病棟・外来カーテン	m ²	4,114		
37	掛布団	枚	31		
38	敷布団	枚	1		
39	車椅子(消毒洗浄)	台	1		
40	毛布	枚	373		

別紙2

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

(作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

- 2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。
ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、「福井県情報セキュリティポリシー基本方針」（平成15年1月7日策定）第2条（11）に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

- 2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。
ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。
- 3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙は、作業員および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。
 - (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
 - (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
 - (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業員ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業員ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業員ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業員ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産（以下、「関係資料」という。）を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記載された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記載された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。